京城新報

●陰暦 十一月廿八日

發行編輯兼印刷人 山下英爾
京城西署西小門通
發行所 京城新報社
電話六六三

新年の辭

人は年を迎へて老すれども、年は人を迎へて福澤新まりぬ、明治の御代茲に四十一年となり、聖代益々榮を加へ、國力愈膨脹す、我儕海外に在るもの偏へに母國朝廷の光榮を感謝し、宗國國民の前程更らに有望なるを喜ばずんば非ず、顧れば我儕創刊してより僅かに六十日、公平なる民衆の先驅となり、正大なる民論の機關となり、虛飾なる政事を非難し、偏狹なる門戶を破ぶり、我母國三千年來の國是たる國民的膨脹、殖民的繁榮の爲めに絕叫したる僅少の言論は、幸に社會の同情を博し有力なる歡迎を得るに至れり、利益の爲めに言論を賣り、名譽の爲めに主張を賣るは新聞紙に非すして新聞屋なり、賢明なる讀者諸君が、誠に榮光なる新年を迎へらるゝと倶に、我儕も亦た此主張と言論を以て、四十一年奮鬪の戰場に上り得たるを深く讀者諸君に感謝す

和蘭人の大計畫

海灣を埋めて新たに千四百方哩の新陸地、四万エークルの耕地を作らんとす

邦人動もすれば地力遞減の法則を理由として、吾國農業の前途の爲すに足るなきを云ふ、仍て吾儕常に歎じて言ふ地力の遞減憂ふるに足らず憂ふべきは只だ人力の遞減に在りと乃ち嘗て和蘭國の例を引きて言ふ蓋し和蘭國たる和蘭の地域甚だ狹小にして地味亦た極めて瘦せたり加ふるに其の人口の稠密なる世界第一と稱せらるゝ而かも其の農事の盛なる頗る見るべきものあり即ち國內の產能く其の五百有餘萬の民口を養ふて尙ほ餘りあるのみならず年々海外に輸出すること何百萬圓の多きに及ぶ豈に驚ならずや畢竟是れ如何んの原因に因る答へて言ふ農業豈に工業と異るあらんや即ち土地は必ずしも廣大なるを要せず地味は必ずしも肥沃なるを要せず只だ唯だ人力を盡すの如何によりて之が盛衰を見るのみと吾國の如き土地狹く人口多しと雖も未だ和蘭の如く然るに非ず而して地味は頗る肥沃之を專門家の調査に聞くに耕地の如き猶ほ之を倍加するの餘地ありと云ふ現に其の耕地の割合を見れば有名なる歐洲の山國瑞西にすら猶ほ及ばざるものあり人力を盡すこと豈に到れりと云ふべけんや而かも人、口を開けば即ち土地の狹きを云ひ人口の夥多なるを論じて吾國農業の遂に能く五千萬の人口を養ふに足るなきを言ふ是れ畢竟河漢の論なり而かも一盲衆盲を引いて滔々天下の輿論を爲す痛むべく歎すべし

吾儕近頃テクニカル、ウォード雜誌の報ずる所なりと云ふを見るに、かの和蘭は今回新たに廣大なるズイダー、ジーの海灣を埋立て茲に一千四百方哩の新陸地を作るの一大工事を計畫し既に一部の排水に着手したりと云へり元來和蘭の國たる世人の熟知せるが如く其の本土既に海面より低きものあり漸く幾多の艱辛を嘗めて防波堤を設け纔に海水の侵入を防ぎて茲に五百萬の人口を維持す而かも人定つて天に勝つと謂ふべきか彼の國民は之を以て猶ほ足れりとせず更に夫の浩渺たる滄海を埋めて茲に新鄉土を建てんとす豈に盛ならずや而して其の大工事の爲めに費す所は大約一億五千百六十五万六千圓の豫算なれども政府の見込みにては新たに得べき陸地四萬エークル餘の耕地よりは年々千萬餘圓の地代を得べきか故に優に其の巨費を償ふて餘りありといふなり元來このズイダー、ジーの海灣たる嘗ては和蘭の艦隊が遊弋を逞ましにしたる處にして今日と雖も四千の漁夫は年々二百餘萬圓の漁獲を爲しつゝある處即ち敢て無利の海灣に非らずと雖も彼の國人は之を耕地と爲すの更に利益多きを見るや即ち其の四千の漁夫及び彼等の船舶に對する損害を賠償してまでも茲に一大工事を起して其の海灣を埋め立つるの志を遂げんとす此の壯業に熱心なる遺利を收拾するに餘儀なき吾儕窃に贊歎して餘りありとす頃ろ博士添田壽一氏歐米を巡遊して歸り自ら新經濟說と稱して述べていふ土地資本は死物なり所謂生產の三要素中人力のみ獨り活物なり而して國民經濟の盛衰は一に懸つて此の人力の振ふと振はざるに在り然るに邦人の人力を盡すに疎懶なる新たに海外より歸朝して之を見るに及び特に其の最も甚しきを見ると。善い哉言や、而して余は之を特に吾が農事の不振に於て見る也請ふ世上農を談ずる者彼の蘭人を習よや。

屯田傳道と保育院

努力主義を把持し山伏的宗教家を以て自から任じ一月七日東京を發して渡韓し出でゝは新を伐り道を開き田を耕し入つては齋戒して信念を凝し大に加持の敎風を宣揚せんとする東京淺草區槊久町仙藏寺職小野清秀（三十八）氏は一方には韓國屯田傳道を計畫すると同時に一方には保育院を組織して孤兒を收容し目下盛んに其擴張を計り爲に內外二樣の事業を同時に行ひつゝあり今同氏の語る所によれば若し夫れ風俗の眼を以て見れば屯田傳道と保育院とは內外に亘り冒險的と慈善的と二樣の事業なるが如きも多少經世的の眼光を以てせんには此の內外二樣の事業は父子の如く夫婦の如く須臾も相離るべからざるものなり予は保育院に收容せし小兒をば十歲に達すれば自分の養子とし之を屯田地に連れ行き弟子として或る者は勞働に或る者は傳道の補助として全然土着的に練習養成し丁年に達し男子は兵役を終れば一家を開かしめ無告の窮兒をして己の腕に依つて眞正なる一家の開祖たらしむるに在るなり故に窮兒を收容するには親族若しくは町村長と契約して屯田傳道に使用する代りに必ず一家を開かしむるを約するなり由來我が國民には望鄉の念甚だ強くして始め普通の布敎師勞働者を連れて行く時は少し小金の溜れば直に歸鄉を急ぎ到底眞の土着的になれず故に實際韓國を日本化し理想化するには望鄉の念尤も乏しき無告の孤兒を移住せしむるに限り慈善もこゝに至りて眞正のものと云ふべく僞善的の營業的の慈善事業は予の每々極力反駁する所なり由來慈善事業家は予の柄にない事なり然れども既に屯田傳道を決行する以上は人類百年の大計上止むを須ず保育院を設立する必要ありて所々相待つて茲に始めて屯田と保育院とは共に完璧に近からんかと信ずる也而して保育院には敎養部と實修部の二部を設け敎養部は東京淺草仙藏寺に置き實修部は韓國に設け小學校終る迄は敎養部に置き其後は渡韓せしめて實修部に收容するなりと現時我國に孤兒を養育する所甚だ多けれども斯くも其趣意明瞭に且つ兒童將來の方針保育院なるものは我國に於ける多數の孤兒院經營者の參考に供すべき價値あるものと言はざるべからざるなり

眞の黃禍

眞の黃禍は世人の恐るゝ如き性質のものに非ず、即ち陸海軍の問題にもあらず、又た政治家の野心より生ずる問題にも非らずして、寧ろ更に大に恐るべきもの即ち人口問題に在りて存す。今日モンゴリヤ人種に屬する國民の總數は之を精確に知ること難けれど、支那朝鮮日本を總計せば恐らく五億に達すべし、而かるに支那日本に於ける人口の增殖は恐るべきものあれば是等の國々は遠からずして現在の土地にては不足を感ずるに至るべし、現に日本は此の事實を自覺して一方には朝鮮を取り他方には臺灣を併せ、更に進みて布哇非律賓に移住し、近頃は米大陸にも續々移住し來りて諸種の問題を惹起しつゝあるが、この日本の方は未だ左程迄驚くに足らざれど、最も恐るべきは支那移民の將來に在らん、元來此の如き問題は過去の歷史に於いて屢々起りたる處なれども、從來は幸にも未開の土地多かりしが故、甚しき大問題ならざりしが、今日は事情一變せる故、問題の解決甚だ困難なり。思ふに支那の南方及西南方にはボルネオ、ニューギニア等支那移民の流出場に適するものあれど、是等の地積のみにては固より不充分なるべく、從つて此の危險物は進みて濠洲大陸を侵すに至るべく、而して南亞米利加、墨其古等も亦た其の厄を免れざるべく、數年の後には世界に一大紛議を惹起するに至るべし、而して所謂眞の黃禍とは此の謂に外ならず（北米評論十一月號）

福の神に與ふ

すゐ生

福の神足下、余や生國は上州前橋の城下、家は敢て門地高く資產又饒かなりといふにはあらざれど、素と余が先祖は代々幕府に仕へて忠勤の譽高く、殊に祖父の如きは大義名分の志念金石よりも堅く、峻嚴剛強敢て他に屈せず、而も淋漓たる燕趙悲歌の志は時に或は發して萬朶の櫻と化する底の雄膽を抱けるものにて、弓矢八幡の家系は却々に八箇敷ものなりしが、父の代に至り端なくも維新革命の大政に際會せるより已むなく商賈に從事し、今尙ほ鄉黨に於て土地の商人として相當に名望を有しつゝあり、而して余は其の次男、當年取つて二十八歲、賦性極めて愚鈍、職業は一枝の筆に杖つく新聞記者なり。

足下余は確かに新聞記者なり、而して其の職掌が凡ゆる社會の各方面に亘りて些細に觀察し、廣く着眼し以て社會の耳目となるは足下の熟知する所なるべし、然りと雖も余の不敏なる常に足下の行動を探知し且つ足下の居所を明にせんと欲するの念頗りなるも未だ曾て足下の尊顏を拜せしことなく、同人より其の見聞の狹少なると眼光の遲鈍なるとを輕侮せらるゝこと屢々あり、思ふに是れ偏に余が不肖の致す所に依るものたるを以て敢て今更ら爰に足下に向つて情なき嘆聲を發するものにはあらざるも、推するに是れ足下の行動が餘りに無主義にして且つ極めて無定見に失せざるやの感なき能はざるなり、何となれば足下が其の寶の包を肩にし、嬉々として人の門內に舞込むや、敢て其の自己の住所を語らざるのみならず其の人物の如何を問はず又其の家庭の如何を見ず、意の向ふ所、足の赴く所、漂々として一定の標的なく、只徒らに無方針無鐵砲に某の門內に舞ひ込むものあるを以てなり、而して斯く足下の駕を枉げられたる家は一同其の喜びに堪へず、大に太白を泛べて祝ふべくもあらんも、而も檣一重壁一重の隣家にありては其の處置の極めて不公平にして且つ偏頗なるを恨まずんばあらざるなり、況んや家計貧困にして其の日の糊口を凌ぐに窮せるものに於てをや、さは云へ是れ足下が自由意志の發動にして敢て女郎屋、又は淫賣屋等にのみ切々足を運ぶも別に咎責の廉なしと雖も斯くては足下の品性にも關し且つ世間に對する面目にも係はるものなるを以て是等は宜しく公平無私の處置に出でん事を勸告せざるを得ざるなり、余は現に昨夜、余の隣家に足下が漂然として訪問せりとの事を耳にせしが、余や當時手を拱し、首を垂れ、憮然として越年の方策に思を廻らしつゝありしなりしかば、此報に接するや否や忽惶坐を立つて隣家に至り、是非に足下を拉して余が陋家に來臨を乞ひ何は無くとも一本の熱燗に足下が平素の勞を慰し、次で焦眉の急場を救助せられん事を嘆願し、併せて將來も別懇の程を依賴し置かんものをも思ひしに圖らずも足下は無情にも些の足音もさせず默然として歸宅されたり、されど固より是れ余の罪にして余が足下より一足後れて隣家に至りしより終に面會の好機を逸したるものなれば敢て今更足下を怨むものにはあらざるも、現在昨今の如き嚴寒の夜に、態々余の隣家迄足を運びながら、余が新聞記者としての標札を瞥見せし筈なるにも拘はらず、寂然として窗に足下の心事の陋劣にして且つ卑下なるを嘆ぜずんばあらざるなり、而も足下が寒を冒して枉駕し不時の金儲けを爲さしめたる余の隣家は焉ぞ知らん是れ淫賣屋ならんとは、惜間す足下省みて爽心忸怩たるものなきや否や。

之を要するに余は大に三思し、四十一年の新年を機として猶家の面目を改め、其の富豪或は顯紳其の門戶には謫起て避らず、只偏に福の神の宿られん事を努めざるべからず、君子の行し日を繼るも尙は且つ依然として從來の行動を革むることなからんには余は直ちに八百萬の神々に檄を飛ばし以て足下轟の神等の改選を期せざるべからず、敢て新年に際し聊か足下の反省を促すと爾か云ふ。

社頭松

京城　讀人知らず

神路山秋にかろく吹く風も尾の上の松は波をうつなり

御代
住吉の松も靜に聳ゆめり枝も鳴さぬ君が大御代

神路山嚴立つ每にさかね行く松は御國の姿なるらし

◎

押なへて祝はぬ家はなかりけり旭の御旗門の松竹

うらうらと昇る初日の御光をとつ國人も仰ぐ嬉しさ

天さかる鄙も都もおしなへて君か千歲を祝ふけふかな

◎新年　水原巖夫

明星の影ふみたゝし大君のまつらす四方に年たちわたる

今朝ははやふる年遠く思はれて昨日には似ぬわかこゝろかな

東の海初日昇りて西山は去年のまゝなるありあけの月

三河人御世萬歲と門每に舞ひ行く袖をはかせの吹く

あらたまの年立枝の梅もあれど黃金色なす福壽草の花

◎　京城　弔靜庵嶺月

目出たしといふもいはぬも人々のこゝろの內や新玉の春

倒れんとしては支ねつ行く人の帽子の橡に羽子躍るなり

◎御題社頭松　玉井南軒

住の江の岸に幾代の波よせていかきの松のみどりましけむ

千振早る神のみ庭の老松に今歲もしめの數ふへに氣里

氏宮の一本しるき松が枝を心に祈る故里の空

新らしく注連結びかへてみ社の松は今日より八千代ふるらん

出雲なる大み社の松が枝に千代の神風吹き通ふらん

結ぶ注連の繩にかけてぞ住吉の松に八千代の君を祈らむ

かけまくも綾に畏きさくすゝの五十鈴の宮の松風の聲

住吉の神の煙霞みつゝ松には殘る有明の月

神さびて初日尊き松が枝に千代よび交す雛鶴の聲

初日影宮居の松に照りそひて最も芽出度し田鶴の一聲

◎　京城　南軒

糸柳の絲吹き伸はせ春の風

川一つ織込む春の野の廣き

軒低う梅の匂ふや日の永き

見付たり見失ひたり揚雲雀

あの中に蝶も交りて散る櫻

子雀のゆられて居るや糸柳

流れ行く小さき草履や春の川

手枕の重き夕や春の雨

朧朧の白酒召すや桃の花

醉た同士諸ひ謠ふや朧月

◎　むらさき

何の松の風姿も可笑し初日蔭

詩の人に滿足ず夜や春の雨

▲韓太子御用掛 (東京電報)

宮内府式部官長は韓國皇太子御用掛を仰せ付けられたり(本日發)

新年と我宮中 (雜報)

我宮中に於ける明治四十一年新年の御式は左の如く定められたり

▲一日 午前五時三十分四方拜▲同七時三十分晴御膳▲同十時親王同妃王同妃宮内官(親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官勅任待遇同夫人並奏任官奏任待遇)拜賀▲同十時三十分大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位同夫人拜賀▲同十一時三十分二等官麝香間祗候錦鷄間祗候勅任待遇同夫人拜賀、准勅任雇外國人勳三等以上外國人同夫人拜賀、神佛各宗派管長拜賀▲午後二時各國大使同館員並夫人拜賀▲時刻(各廳に於て定む)判任官准判任待遇各廳へ參賀

▲二日 午前七時三十分晴御膳▲同十時伯爵從二位勳二等子爵正從三位勳三等男爵正從四位同夫人拜賀▲同十時三十分三等官四等官五等官拜賀、准奏任雇外國人並勳四等以下勳六等以上外國人拜賀▲同十一時三十分貴族院正副議長議員拜賀▲同十一時四十分六等官以下九等官以上拜賀奏任待遇の神職拜賀、正五位以下從六位以上勳四等以下勳六等以上拜賀、門跡寺院住職拜賀▲午後零時三十分より同二時まで奏任待遇並正七位以下勳七等以下拜賀

▲東宮御所 一日二日の内午前九時より午後二時までに大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官麝香間祗候錦鷄間祗候勅任待遇同夫人、伯爵從二位勳二等子爵正從三位勳三等男爵正從四位同夫人、神佛各宗派管長、三等官以下九等官以上奏任待遇正五位以下勳四等以下門跡寺院住職參賀▲一日二日の內午後二時より四時までに貴族院衆議院正副議長議員參賀

▲三日 午前七時三十分晴御膳▲同十時元始祭賢所皇靈殿神殿御親祭

▲四日 午前十時政始、先奏神宮の事

▲五日 正午十二時新年宴會、親王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官麝香間祗候錦鷄間祗候勅任待遇[illegible]各國大使公使(陪宴)▲伯子男爵及有位華族(宮中に於て賜饌)▲貴族院衆議院副議長議員(各議院に於て賜饌)

▲八日 午前十時陸軍始

▲御祭典次第 明治四十一年一月一日四方拜及び賢所、皇靈殿神殿御祭典、同三日[illegible]次第左の如し

四方拜次第

午前第四時宮内省官員御裝飾を奉仕す[illegible]

御祭典次第

午前第九時御殿の御裝飾を奉仕す▲次式部職官員著床▲次賢所皇靈殿神殿開扉(此間奏樂)▲次神饌を供す(此間奏樂)▲次祝詞▲次神饌を撤す(此間奏樂)▲次閉扉(此間奏樂)▲次各退出

御祭典二第

午前第八時御殿の御裝飾を奉仕す(以下總て二日に同じ)

元始祭次第

午前第九時御殿の御裝飾を奉仕す▲次式部職官員著床▲次賢所皇靈殿神殿開扉(此間奏樂)▲次神饌及御幣物を供す(此間奏樂)▲同第十時出御(先是親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官麝香間祗候錦鷄間祗候勅任待遇著床)▲先賢所へ御玉串を奉り給ひ御拜御告文を奏し給ふ▲次神殿へ御玉串を奉り給ひ御拜御告文を奏し給ふ畢て入御(御鈴如恒)▲次皇靈殿へ御玉串を奉り給ひ御拜畢て入御(此間著床の諸員起つ)▲次皇后陛下賢所皇靈殿神殿へ御玉串を奉り給ひ御拜畢て入御(此間著床の諸員起つ)▲次皇太子妃殿下賢所皇靈殿神殿へ御玉串を奉り給ひ御拜畢て御退下(此間著床の諸員起つ)▲次皇太子殿下賢所皇靈殿神殿へ御玉串を奉り給ひ御拜畢て御退下(此間著床の諸員起つ)▲次親王王大勳位親任官同待遇公爵從一位勳一等一等官侯爵正二位二等官麝香間祗候錦鷄間祗候勅任待遇拜禮▲次宮內省奏任官拜禮▲次掛判任官拜禮▲次御幣物及神饌を撤す(此間奏樂)▲次閉扉(此間奏樂)▲次各退出▲正午十二時式部職官員著床▲次賢所皇靈殿神殿開扉▲同時より午後第一時迄伯子男爵從二位以下及勳二等以下神佛各宗派管長奏任准奏任待遇並門跡寺院住職參拜▲午後第一時より同第二時迄判任官准判任判任待遇參拜▲次閉扉▲次各退出

▲政始次第 明治四十一年一月四日政始次第左の如し

當日午前十時各大臣、樞密院議長、會計檢査院長、警視總監、東京府知事內閣へ參集▲次內閣へ出御▲次大臣以下著床▲次神宮の事を奏す▲此間立御(臣下倣之)▲次各廳の事を奏す▲次天裁終て入御▲次各退出

●帝國議會開院式

第二十四帝國議會は舊臘二十五日召集せられ同二十八日午前十一時貴族院に於て 天皇陛下御親臨の上開院式を擧行せられ左の勅語を賜りたり

勅語

朕茲に帝國議會開院の式を行ひ貴族院及衆議院の各員に告く[illegible]

[illegible] 衆議院議長杉田定一誠恐誠惶謹んで奏す

●陸軍始觀兵式

[illegible]

●特派大使一行の歸韓

舊臘五日[illegible]

●警察官制改正

[illegible]

判檢事定員俸給令發布

舊臘二十八日の官報にて勅令第二十號を以て[illegible]重なるものは判事は各裁判所を通じて三百二十五人にして大審院長は親任とし年俸二千二百圓なり

本日の韓宮廷

韓皇帝は本日午前十時[illegible]侍從院卿其他を從へ[illegible]大臣及び勅任官韓國[illegible]本官吏の祝賀を受け[illegible]副統監長谷川軍司令[illegible]屬官署軍司令部各國[illegible]半には宮內及び各部[illegible]りて泥峴より東大門[illegible]爛たる禮裝の文武官[illegible]する樣目も綾なるべ[illegible]韓皇は皇后と共に[illegible]鹵簿にて敦化門出御[illegible]時半惇德殿に於て[illegible]辭あり同五時還幸[illegible]の瑞雲は漢城の瀟都[illegible]

各官廳の拜賀式

▲統監府 にては本[illegible]を始め各高等官總[illegible]京所屬官署高等官[illegible]官署判任官總代各[illegible]賀式を行ひ正午副[illegible]び判任官以下の職[illegible]ぐるといふ

▲理事廳 は本日[illegible]可警察署員一同出[illegible]り十一時までには[illegible]可さるゝを以て在[illegible]べし

▲通信鐵道兩管局[illegible]集し拜賀式を行ひ[illegible]拜賀を行ふの例な[illegible]

▲民團役所 は龍[illegible]樓上に於て遙拜賀[illegible]

▲小學校 京城小[illegible]二十分より尋常四[illegible]り尋常三年以下に[illegible]の拜賀式には父兄[illegible]べし

●宮內府の俸給令改正

舊臘二十[illegible]附を以て宮內府官等俸給令改正の件裁可せられたるが其の要旨は左の如し

日本人を宮內府官吏に任命する場合は光武九年勅令第三十四號官等俸給令規定を準用す

●煉瓦製造所官制

韓廷にては勅令第六十七號を以て平壤礦業所に關する官制及び同六十八號を以て煉瓦製造所に關する官制を發布したり

●京城監獄署設置

法部にては漢城府に監獄署を設置し京城監獄署と稱する旨を發布したり

日露戰役後の帝國海軍

日露戰役前に於ける我帝國海軍の勢力は戰艦六隻裝甲巡洋艦六隻其他二等巡洋艦以下[illegible]餘隻噸數三十万噸に過ぎざりしが戰役後に於ては鹿島香取廻航し來り薩摩安藝等竣工すると共に戰利艦石見、宗谷、相模、阿蘇等完成の期に至る光榮ある三笠も亦勢力[illegible]復に至り帝國海軍の武力は益々增進し東[illegible]れるものと云ふべ[illegible]る我海軍の勢力は[illegible]隻、巡洋艦十八隻[illegible]隻、驅逐艦五十四[illegible]隻合計二百餘隻な[illegible]記すれば左の如し

艦名	噸數
富士	[illegible]
朝日	[illegible]
石見	[illegible]
肥前	[illegible]
鹿島	[illegible]
安藝	[illegible]
丹後	[illegible]
淺間	[illegible]
八雲	[illegible]
春日	[illegible]
阿蘇	[illegible]
生駒	[illegible]
伊吹	[illegible]
浪速	[illegible]
嚴島	[illegible]
橋立	[illegible]
宗谷	[illegible]
和泉	[illegible]
秋津洲	[illegible]
對馬	[illegible]
鎮遠	[illegible]
見島	[illegible]
桑?	[illegible]
金剛	[illegible]
葛城	[illegible]
武藏	[illegible]
松江	[illegible]
島海	[illegible]
宇治	[illegible]
伏見	[illegible]
敷島	一五、〇八八
三笠	一五、三六二
相摸	一二、六七四
周防	一二、六七四
香取	一五、九五〇
薩摩	一九、二〇〇
常磐	九、八五五
吾妻	九、四五六
出雲	九、九〇六
日進	七、七〇〇
筑波	一三、七五〇
鞍馬	一四、六〇〇
高千穗	三、七〇九
松島	四、二七八
[illegible]盤	四、九七八
津輕	六、七三一
利根	四、一〇〇
千代田	二、四三九
須磨	二、八〇七
新高	三、四二〇
音羽	三、〇四八
壹岐	九、五九四
沖島	四、一二六
比叡	二、二八四
大和	一、五〇二
高雄	一、七七八
摩耶	六二二
赤城	六二二
隅田	一六〇

▲通報艦(七隻)

艦名	噸數
八重山	一、六〇八
千早	一、二五〇
姉川	一、七〇〇
淀	一、二五〇
龍田	八六〇
滿洲	二、九八一
鈴谷	三、〇八〇

▲水雷母艦(二隻)

艦名	噸數
豐橋	四、一二〇
韓崎	五、六二七

▲驅逐艦(五十四隻)

艦名	噸數
東雲	二七九
不知火	二七九
雷	三一一
朧	三一一
朝潮	三七三
村雨	三八〇
吹雪	四〇〇
潮	三八〇
彌生	三八〇
如月	三八〇
叢雲	四〇〇
若葉	三八〇
白妙	三八一
追風	三七五
夕立	三三〇
三日月	三三〇
水無月	三八一
松風	三八一
夕凪	三五七
朝霧	三八一
子日	三八〇
朝風	三八〇
春風	三八〇
野分	三三〇
響	三八〇
菊月	三八〇
叢雲	二七九
夕霧	二七九
陽炎	二七九
薄雲	三一一
曙	[illegible]
漣	[illegible]
春雨	[illegible]
有明	[illegible]
皐月	[illegible]
神風	[illegible]
文月	[illegible]
數波	[illegible]
夕[illegible]	[illegible]
初[illegible]	[illegible]
朝露	[illegible]
白露	[illegible]
長月	[illegible]
霰	[illegible]
初霜	[illegible]
山[illegible]	[illegible]
時雨	[illegible]
疾風	[illegible]
白雲	[illegible]
卯月	[illegible]
電	[illegible]

▲水雷艇(七十七隻) 一等艇 十八隻 二等艇 二十四隻 三等艇 三十五隻

▲潛水艇隊 第一潛水艇隊 五隻 第二潛水艇隊 二隻

即ち戰艦十九萬二千六百餘噸、裝甲巡洋艦十三萬八千六百餘噸、二等巡洋艦四萬七千三百餘噸、三等巡洋艦二萬四千餘噸、裝甲海防艦二萬九千七百餘噸、海防艦一萬二千二百餘噸、砲艦二千八百餘噸、通報艦二萬二千八百餘噸、水雷母艦九千七百餘噸、驅逐艦一万九千百餘噸、水雷艇約六千五百噸總計五十萬五千餘噸にして兎に角偉大なる勢力といふべきなり、勿論海軍の勢力を單に數字上に現はれたる艦艇の排水量のみを以て斷ずるは早計にして新舊の差、艦種の別乃至構造、兵裝、速力の軒輊は勢力比較の要素にして殊に最近戰術の進歩に伴ふ艦艇の進歩は昨の强も今日は決して賴むべからざる狀態にあり、隨つて我二百餘隻の艦艇中にも其勢力を認め難きものなきにあらざるが試みに之を區分せば目下艤裝中並に修理中のものを除き今日直に十分なる戰鬪力を有するは戰艦八隻、裝甲巡洋艦十一隻、巡洋艦十五隻、海防艦三隻、砲艦二隻、通報艦四隻、驅逐艦五十一隻、水雷艇五十餘隻、其排水量約三十万噸にして次に第二位にあるものは巡洋艦二隻、海防艦二隻、砲艦以下雜役艦艇十餘隻にて假裝編入艦を合し約四萬五千噸となるべく既に老朽に瀕せるもの海防艦六隻以下水雷艇を合して二十隻に達し中には廢艦期に近けるものあれども海軍の任務が多種多樣にして如何なる艦船にても兵裝を有し獨航し得る限りは夫々適宜の役務を執り得べきものある以上老朽なりとて穴勝排除すべきにあらざるや必せり

之を要するに日露戰役後の帝國海軍は四十年に於て豫期せし五十万噸の艦艇を充實したるものにて新造諸艦の優勢なる堅艦約十万噸を加へたるは大に人意を强うするに足るものあり更に新計畫に屬する兩大戰艦以下數隻を加へば六十万噸に達する近きにあるべく排水量は勿論其構造兵裝の新式なるもの多き點に於ても覇を天下に競うに足るものあるや明かなり

●保稅貨物取扱所の癈止

總稅務司廳にては本月三十一日限り南大門外なる保稅貨物取扱所を廢止し爾今一切の事務を總稅務司廳南大門出張所に引移し從來の通り取扱を繼續する由

大東學會總集會

舊臘二十七日午後二時より東署部內觀旂橋支所章內、成均館に於て大東學會總集會を開催す聽衆は儒生約百餘名出席者の重もなるものは曾根副統監、石塚參與官、俵次官、藤田軍醫部長、李總理大臣及び各部大臣等にして前大臣申箕善、制度局總裁會胤植、前大臣張博、李總理大臣等の演說ありて了りて曾禰副統監の訓誨的演說あり午後五時頃散會せり

●暴徒郵便局を襲ふ

舊冬二十七日午前四時三十分頃約百五十名の暴徒定山郵便局及警察分派所を襲ひ巡査及局員負傷せりとの報ありたるを以て直ちに應援隊を急派せしとの電報公州在勤鈴木警視より其の筋に達したりといふ

●春川附近の暴徒

舊臘二十七日春川を距る四里の所に暴徒約二百名集合せりとの報に接したりしを以て春川守備隊は早速巡查若干と共に討伐に向ひしに果して暴徒等は勢を張りて我に對抗せしを以て我は猛烈に之を擊破し七名を殪したるが鹵獲品は銃八、彈丸二百發なりと

●暴徒漸く歸順せんか

或る筋に達したる暴徒討伐隊の綜合せる意見を聞くに忠淸北道より黃海道に於ける暴徒は日本兵の驍日溺久の策と且つ糧食の欠乏とに依り來る三月頃には歸順すべく又其他の暴徒も追々歸順する摸樣なりといふ

●暴徒の悔悟

江原道漣川郡官仁面馬甘里農鄭格(三十)は曾て暴徒の脅迫に遇ひ其の群に投せしを悔悟し鐵原郡守に自首せんとして來郡の途中去る十一日同郡金州署巡檢に逮捕せれしが將來を戒諭し監視人として歸宅せしめたりと

流配者我が德政を謳歌す

智島部流配者三十九名中家族携帶の者四五名を除くの外は去る十日大赦令郡衙に達するや即日出發歸京の途に就きたり而して人民は大赦により流配者の跡を絕ち島內平靜に歸せるを喜び流配者は異口同音に大赦の發布は日本の德澤に出づるものにして其の恩義は終生忘れざるべしと皆々統監の高義を謝しつゝありと

●宮內府事務官の任命

元と國民新報の記者たりし黑崎美知雄氏は一昨日宮內府事務官に任せられ奏任官四等に敍せらる

●戶別稅納入の終了

昨年十二月末日までに納入すべき京城民團役所の第三期戶別稅は年末に際し各商店繁忙を極め居るにも拘らず滯納者至つて少なく末日までに全部納付したりといふ

●消防出初式

第一第二の兩消防組は四日午前七時理事廳に於て出初式を行ひ桐原署長之を點檢し終りて市內を廻り梯子昇り等をなす筈なり當日は同時刻に三點鐘を打つを以て出火と誤解せざる樣記憶し置くべし

●名刺交換會

京城の名刺交換會加盟者名簿は晦日中に出來上りたれば元日の出席者に一々交付すべき筈にて申込者意外に多數に上り昨年に比し約二倍以上なりといふ

●年賀郵便取扱數

京城郵便局に於て舊冬十二月十五日より同二十九日に至る間に於て取扱ひたる年賀郵便は左の如し

種別	數
書狀	四、四八〇
通常端書	二一、一六九
封緘端書	三〇六
私製端書	四一、六〇八
書籍	〇二七
開封	一、四九九
軍事無料	六四、一八一

●釜山の龍尾神社祭日

釜山の龍尾山に龍尾神社あり應仁仲哀神功の三神を祀る所なるが今に祭日の決定し居らざるより同社神職心得龜谷造次郎氏は神功皇后の庚辰の年十月三日を以て和珥津(對馬鰐浦)を發し征韓の途に上られしに因み同日を以て祭日と爲さんことを出願せりと

▲治外法權▼

元日はれ目出たい日である、昨日の鬼が笑つて來る日である、少なくとも吾人が生存競爭なる觀念を忘れる日であるのである▲生存競爭―之は天地開闢の當日より吾人人類の祖先に仍て始められたのである、吾人人類同士のみならず動物と植物と昆蟲と黴菌と其他生とし生けるものは皆生存を競爭すべく命定されたのである、神は始より天地萬物を完全には造らぬのである。所謂生存競爭の天理に因つて完全になるべく造られたのである▲一寸聞けば生存競爭と云ふ言葉其者が甚だ穩かならず聞ゆるのである、臆病者は此言葉を聞いた丈で縮み揚るのである、而し生存競爭が天理である以上は吾人が如何に此理法外に逃れんと企てゝもソレは到底出來ぬことである、出來ぬと知つて女々敷行動を爲さんよりは寧ろ勇者となつて陣頭に立つべきである▲我勇敢なる乃木將軍がステッセルをして開城せしめた如く余輩はあらゆる敵に向て開城を迫ることを要するのである、勝ては官軍負くれば賊である、勝者にして始めて天理に叶ッて生存することが出來るのである、須らく余輩は此元旦に於て互に勇者となつて陣頭に立つの覺悟を爲すべしである。

●頭の割り納め

大和町三丁目の[illegible]長に達する傷一ヶ所前記玉木銀次郎も[illegible]部に長さ三センチ深さ骨膜に達する傷[illegible]情況を取調ぶるに最初神田方の[illegible]に阪口を打擲したるものゝ如く喧嘩の際は燈火を滅し暗所に於て格鬪せしとぞて何れが加害[illegible]觀するに忍びず現場にありたる長さ二尺三寸位の棍棒を以て對抗し玉木銀治郎の頭部[illegible]

제44호 1908. 1. 1.

覆面を脱げる日本

本篇は英人マツンダー氏の所述にして「貿易」より轉載したるもの也

▲日本職工の現狀　日本紡績業は今猶ろの初期に在り日本の有する工場の總數は英國のオールダムの三分一に過ぎずして其紡錘數亦僅に十二分の一に止る、職工の總數は六萬三千八、中五萬人は婦人と未成年者にして其の受くる賃銀は婦人は一日平均五片にして男子は八片半なり、其技術は能力に於て又敏捷なる點に於て到底ランキャシーアの職工と比すべくもあらず最も精練せる日本職工五人を以て吾人の二人と較ぶるを得べし、會社の支配人等に大阪附近のものは少女の婚嫁する爲め熟練なる女工の年々減し行くに就て痛く苦心し居れるが如し。

▲日本工場の改良　以上は日本紡績業者の暗黑面觀なり、而かも此等は漸次改良せられつゝあり、日本の錘數は爾かく少數なるも工場の多數は殆ど日曜日にも休まず唯一ケ月二回の休日あるのみにて日夜運轉せしむるを以て製産額は豫想よりも更に多量にして某會社等の如きは我々は海外に於て外人の占領しつゝある市場に向て戰鬪するものなれば、毎日の奮鬪以て之に備へざるべからずと公言せるもあり、通例一日の作業は午前六時より午後六時迄とし食事の爲め半時間又は一二時を割き與ふなり、日本紡績會社の製出する綿は主として太糸にして其輸出せらるゝものゝ大部分は十六手なり、されど今や漸次細糸の生産額も現實に增加しつゝありて內國市場に多く之を見るなり。

▲日本棉業と英國　日本の棉業は主として英國を學びたるもの、目下其の工場に於て管理せる人々は多くランキャシーアにて斯業を學習せる人にして實用主義の下に敏慧に且つ毫も虛傲の意なき者多し、其工場に就て見るに餘り清潔ならざる洋服を着け些細の事にも一心不亂に從事しつゝあり、彼等は事業を遂行し得べき標本の人にして又自己の外見如何を問はざる也。工場の設備に關して日本に於て主要なるものは英國のものと相同じく、大阪紡績の建物の如きは正しくランキャシーアーの某工場を移したるものなり、ランキャシーアー製の機械は到る所に用ゐられ、プラットの名は何れの工場にても之を發見し得べきも米國製の機械は稀に之を見るに過ぎず。日本に於ける最大工場の一たる某工場の支配人は、英國製の機械に就て說明して曰く「英國製の價甚だ廉ならずと雖も、堅牢にしてクルヒを生ずること少なし、我等は曾て日本の機械を据付け之を試驗したるに、價格は低廉なりしも安き機械は結局不廉なりとの結論を得たり、紡管及び轉器の如き日本製なれば半價なるに過ぎざるも持久力に至りては三分の一を有するのみ、故に今は悉く日本品を排して英國製のみを用ゆることゝし機械の細少なる部分までも之を英國より輸入せり」と。

▲日本棉業の前途　此頃まで日本紡績業の發達に少からざる阻礙を與へたるは資本に缺乏せる一事にして事實上凡ての資本は機械及び建物に固定して其多くを作業方面に差向くるを得ず、七分八分乃至九分の利益を以てしても容易に海外の資金を輸入する能はざりき、然るに今や獨り外資輸入の容易なるのみならず、政府は輸出品に限り五分利を以て融通し呉るゝのみか日本皇室は巨額の投資を爲しつゝあり目下錘數の夥しく增加するに就ての唯一の阻碍は短日月間に於て相當なる新機械を得る能はざるに在り、即ち日本はオールダムに向け幾多の紡織機を注文したるも其機械は英國人の需要に先んぜられて容易に日本に輸入せられず爲めに日本紡績業の進步に著しき妨害を與へたる實例あり、故に今日本に現在する錘數を基礎として同國紡績業の前途を速斷するは大早計の譏を免れず。

◎屠蘇微吟　金子雨翠

初日
初日出づる山巖として松奇也
海に面す片側町や初日影

初鷄
初鷄や樓門見ゆる山の間
初鷄や提灯つけて神詣

門松
門松の途切れ〱や海見ゆる
松立てゝ竹立て、寒き風が吹く

書初
書初や幼きものゝ筆太に
墨の香の堂に滿ちたる吉書哉

年禮
年禮や動八等の男振
注連低くさはる禮者の帽子哉

かるた
見へざりしかるたや敵の膝の下
旣にして亂れそめにし骨牌哉

元日
旧日や柱にかけし簑と笠

元朝の灯ともる三十三間堂

初日
初日下手な發句を試みる
四季咲の薔薇芳はしや初日

初鴉
山國の山に曙光や初からす
ほの見ゆる城の松や初鴉

寶引
寶引や幼きによきあたり物
寶引の綱投げ與ふ長者振

雜煮
椀取に椀が小さき雜煮かな
雜煮や雜煮に鳴らす舌皷

春駒
春駒がやがて來るぞよ鈴の音
春駒やうたふも舞ふも惜き迄

歲旦
牛馬鷄犬相親しむや今朝の春
遶にうつる曙光や湖も春

羽子
反れ羽子や體を斜めにうけ返す
遣羽子に乳母も出て來よ墨ぬらん

福壽草
床の間の書箱の上や福壽草
福壽草に朝日うけたる小窓哉

初空
初空にひゞく社頭の太鼓かな
靈廟に詣る太守や初御空

松の內
松の內戸毎に灯ゆたかなり
松の內或る日は船に遊びけり

藪入
藪入や船を待つ間もどかしき
藪入や明日の調度を枕上

◎新年吟　玉井南軒

初日影さすや神路の山の松
神垣の小松にかゝれ千代の春

我が家の妻

夢想

「今日は遲くなるよ、終列車でなくちや歸へれないから迎ひに來なくても好ひ」、今朝公用で仁川まで出張した夫敏夫の、出がけに玄關で靴はきながらくれ〴〵も言ひ置いて行つたのではあるけれど、靜子は奈何しても氣にかゝつて、家にヂッと待つて居るのは焦れつたいやうな心地がする、例日なら大抵四時半頃か五時に夕餉が濟んでから、末子の操を喜代と云ふ女中に賴んで置いて、自分は長男の一郎の手を引いて散步がた〳〵南大門まで迎に出るのであるが今宵は長男を寢せつけて、恰度出入りの婆やの來たのを幸ひ留守番に賴んで、その代り操を抱き、喜代を伴れて八時半を少し廻つた頃、我家を出で停車場の方へと、ブラ〳〵足を運んだ。

初冬の夜風、襟に泌んで肌寒うそゝり立つ松の樹立をサッと掠めて吹き過ぎた、靜子は風邪でも引いてはと操に卷いて來た白のショールをシッカリと捲き直してやつて自分も襟をかき合せた。未だ宵ながら晝でさへ人通りの尠ない西小門外の何處の家もモウ皆な門が閉まつてポプラの葉が大分疎らにやつて稍や影寒さうになつた家々の樹の間から其所此所燈火が見へる計り、三日月はモウ既に落ちて星明りに見ゆる峯の樹々が恰度影畵でも見るやうに紺碧の空に黝く影を浮かして居る、夜は只だシーンとして靜かであるけれども靜子には少しも淋しく思はれぬ、橋を渡つて少し向ふの路傍に立てる石の上に腰をかけて、又ショールを卷き直してよく寐入つて居る幼子をソーと抱き直した。

「來たやうだね、喜代」

「左樣で御座いますか」

立つて居た喜代も耳を澄して、遠くから風の吹くやうな響がして居たが、それがだん〳〵遠雷のやうに聞へ出すと一聲ピーッと合圖が鳴つた、靜子は飛立つやうに聳へて暗に白い齒を見せながら其方を見つめて居ると、やがて赤い焔の赤がパッと火の子となつて後ろに散るのが見へる分一分汽車の近づくにつれて響は大地を搖がさん許り、巨蛇の兩眼のやうな機關車の燈火が此身を狙つて來るかと思ふと直ぐ彼身に曲つて後は長い胴が只だうね〳〵、客車の窓の火が人家の間からチラ〳〵と行き過ぎる、夫は何の窓の中に居るのだらうと考へながら只だ賴しげに打眺て居ると響はゆるく止んで笛の音がした、停車場に着いたと見へる、機關車の蒸氣を出す音がピーッ〳〵と機關車丈け走り行く笛の音などが大方止んだと思ふ頃、停車場の方から此方へ向けて車の音と共に灯が近ついて來る、「必定それ」と思ひながら見つめて居るとだん〳〵近づいて車上の黑い姿も朧げに見へ出した、夜なればとて我夫の姿を見違へる妻があらうか、靜子は立上りて、又た操を抱き直し急ぎ足に其方へ近づいて行く、彼方も今は妻の姿を見たらしく、忽ち車の上から

「靜子か」

と聲をかけた。

「お歸りあそばせ」

靜子の聲は嬉しそう。其處から車を下りて手廻しの荷物は喜代に持たせ、妻と立ち並んで步行ながら敏夫は、よく寐入つた我が子の罪のない顏をのぞき込みながら、一日の疲れも忘れたらしく、只だ嬉しそうに。

「こんなに遲く迎ひに來なくても好いのに家は。」

妻を犒らうやうな優しい調子であつた。

「婆やに賴んで置きましたの、家に居ましても待ち長う御座いますもの。」

「御苦勞だつたね、こんなに暗くつて寂しいのに。」

「イヽエ靜かな好い夜で御座いますわ。」

互に樂しく話しながら我家へと歸つて行く喜代は提灯を持つて先に、空は星が降るやうに煌めいて居る、何所からか「鶴の巢籠り」を吹く尺八の音が絕へつ續きつ聞へるのであつた、二人の胸には平和が滿ち〳〵て。（完）

屠蘇讒言

社末 佐々木梅窓

人は物好きと嗤ふであらう、故郷に在つてじつと摂ねて居りさへすれば、餓ゑも凍ゑもせぬものを、朝鮮くんだりまで彷徨ひ來つて、萬事の不自由を見た上に、零度以下二十度といふ嚴寒と戰ふて、未だ曾て其の味をも知らざりし皸や皹に手足を荒らすほどの馬鹿げたことを自から好んでなすといふも生れ得たる道樂か但しは宿世の因果であらうと、大悟徹底すれば九年の面壁も苦しからず、木食して腹を膨らすも、山海の珍味を胃腑に滿すも差別はなく、氷柱にひとしき筆を揮つて窓の吹雪を背中に浴び冷わつくばかりの紙を押ねて他愛もないことをのたくり廻すが高樓に登つて花を折るよりも愉快で、此の苦みの中に自から樂みあり、特に予はこの韓國に於て初めて歲を迎ふるに於て、見るもの聞くこと一として多大の趣味を感せざるはなく、何時の間に舊年を送りしかを覺らず、今朝夜明けて昨日にかはる市街の光景に初めて新春を迎わしを知るといつては、暢氣さ過ぎて阿呆の仲間入りをしたやうであるが、餅を搗たり七五三繩を飾つたりする面倒も見ず、節季の鬼と呼ばるゝ掛乞に責めらるゝでもなく歲末三日の休暇に思ふ存分骨を延ばし肉を肥さんと、何一つ考へるでもなく、庭來ながらも食は飽くに任せ、時には天の美祿を吸つて醉に乘じて漂然と散策を試み、倦めは時に歸つて邯鄲の枕に理想を夢み覺むれば柄にもなき國家の經綸などいへる駄法螺を吹きて、梁上の塵を拂ひ帝王氣取りで濟まし居るも一塊の領土を得んとするにもあらざれば無邪氣なる戲れにひとしかるべし夫れ斯の如く無我有の境に遊んで在韓國本邦人の新年は如何にと問はれては聊か其答ねに窮する所なるが予に眼あり耳あり、多少の見聞なきにあらず、況んやまた持前の屁理窟は言はねば腹が膨れ說かねば溜飲が下らず、それも職掌なれば詮方なしと予から宥して憎まれ口の叩き初めに先づ新年の飾りを批評せんに韓人側にては從來は陰曆を用ひ來りしも、本年よりは陽曆を用ゐることゝなつて、各戶箕木の國旗を掲げ今日ばかりはチケクンも背負ひ道具を卸して柄とかいへる賭博的遊戲に溺つて居る、彼等の宅では犬の丸煮を祝ふか藥酒で舌鼓を鳴らすか其處までは研究せず、否彼等未開の民何を爲すともこれを研究するの必要なし只彼等が立春大吉とか福德圓滿とか大書して門や壁に貼りつけ吉祥を禱るの心情寧ろ憫れむべきものあり日本人側にては如何といふに居留地ともいふべき泥峴を始めとして南山の統監府に至るまで日の丸の國旗が時津風に吹き靡き門に雌雄の松を樹て軒に七五三繩を引き廻はし床に祝餅を飾り客に屠蘇の酒を振れ舞ふこと本國と些の異る所なしこれに就ては予の默過に附する能はざる所で、第一が斯くも各戶競ふて大なる門松を樹てる意志が分らぬ、左なきだに韓國の山林は濫伐の結果として地骨顯はれ、今は燃料にさへ缺乏を告げつゝあるを以て、當局者は造林を奬勵しつゝある今日に、折格にも太り盛りの稚松を伐り取るなどは不心得千萬のことで國家經濟の上からいへば是等大門松を樹てるものは讐敵か反逆かと見做さねばならぬ、予本國にあるの日曾つて門松亡國論の一篇を世に公にせしことあり、これが日本の儀式なりといへば一片の枝を以てするも事は足るべく稚松の幹を伐り去るは經濟を思はざるの甚しきものなり尙ほ聞く所によれば韓國に於て用ゆる所の大部分は我邦よりの輸入にかゝると、これを輸送する者の不都合千萬なるは勿論なれども商人の理非を解せずして利益に惑されてこれを爲すは深く咎むべきにあらず、其の罪は却つて需用者其の人にあり、需用者さへなければ如何に我利々々亡者の商人といへども賣れもせぬものを輸送し來るの愚をなすものにあらず、然るに何事ぞ造林を奬勵しつゝある官衙、並に其の當局の役人どもが門松の太きを誇つて得意然たるを見る、斯の如く言行が辻褄合はず殖林奬勵の効を奏せざる素より其の所なるべし、第二飾柱と裏白、これは我邦では限りなき産出ありて殊に裏白の如きは殆んど無用物なれば、せめてこれを一年一度なりとも利用の途ありとすれば大に利用して可なるべく、輸送して多少の代價を得らるゝことなれば大に輸送すべきであるが、在韓本邦人が己れ本邦人のみが使用すべきために態々本國より供給を受け不廉なる代價を拂ふてまでこれを飾る心得が不可解なり、一歩進んで韓人にもこれを眞似せしむべく其の模範を垂るゝことなれば我國輸出品の一增加として贊成もすべきであるが、由來七五三飾りなるものは我國の未開時代の遺風とであつて文明的眼を以てこれを見れば馬鹿氣切つたるものにして彼の韓人をしてこれを評せしむるともチヨツンとは謂はざるべし倘し夫れ予をして新年の裝飾を如何にすべきかと言はしむるならば店頭には美しき幔幕を垂れ床には御聖影並に其の家先代の寫眞若くは畫像また家族にして他鄕にある者あらば其の寫眞など安置し席は奇麗に掃除をなし碁盤や琴瑟など成るべく高尙なる遊戲品や樂器などを備へ置きて衆さ歡樂を俱にしこの芽出度新年を迎ふべきなり尙は述べたきことは屠蘇の肴の數の子の數々あれど生醉の卷く管は聞くも蒼蠅されど叱りを受けぬ内に一先づこゝに筆を擱くべし

謹賀新年

營業種目

一 一般商品の保管
一 保管品に對する金融
一 本店及各出張所間爲替(換錢)
一 保稅貨物通關其他一切の代辨

漢城共同倉庫株式會社

京城南大門停車場用地內 (電話五四四番)

出張所 仁川各國居留地五號
出張所 忠清南道江景浦
出張所 京釜線平澤停車場

謹賀新年

京城南山町四丁目

西洋料理 巴州亭

謹賀新年

京城本町六丁目

和漢洋藥並ニ有名賣藥販賣

稻田春陽堂

謹賀新禧

京城南大門通三好町角

貴生堂支店大藥房

崎山正吉

謹賀新年

龍山櫻町

藥劑師 川瀨一五郎

商號開壽堂

謹賀新年

京城本町二丁目

京城實業株式會社

電話三三六番

謹賀新年

京城旭町四丁目

旅館 玉突 みくにや

恭賀新禧

京城壽町二丁目

京城醫院

(電話七四二)

謹賀新年

新町遊廓

いろは順

井門支店 電話三五九番
大桝屋 電話六一番
皆春樓 電話四二二番
第一樓本店 電話一七番
第一樓支店 電話八三四
高島屋 電話一三七番
南山樓 電話架設中
京城樓 電話二四五番
月下樓 電話三一七番
清月樓 電話一三七番

恭賀新年

土木建築請負

諸官衙御用達

富士商會

京城旭町三丁目

電話九四四番

謹賀新年

漢城病院

醫學博士 院長 能勢靜太
婦人科部長 ドクトルメヂチーネ 工藤武城
耳鼻咽喉科主任 醫學得業士 中村健吉
眼科主任 醫學得業士 江頭富雄
內科主任 醫學得業士 池田季雄
第一外科主任 醫學得業士 杉原虎男
第二外科主任 醫學得業士 石川淳夫
新町健康診斷所醫師 森田虎次郎
青坡病院主任 醫師 高橋肅
藥局長兼事務 渡邊悅之輔
長藥劑師 調劑主任 藥劑師 古賀惣五郎
庶務主任 會計 齊藤泰嶽

謹賀新年

客年中は不一方御愛顧を蒙り奉深謝候尚本年も倍舊御引立の程奉懇願候

仁川驛上 小宮山運送店 通關

(電話七一六)

京城南大門通 同支店

謹賀新年

龍山元町三丁目

精米搗 白米販賣

龍山精米所

謹賀新年

京城本町四丁目

本莊支店

(電話六五四番)

仁川仲町二丁目

本莊本店

(電話二一六番)

恭賀新年

京城本町一丁目一番地

增本法律事務所

謹賀新年

京城本町二丁目

岩田寫眞館撮影部

岩田寫眞製判印刷部 電話五三二番

安東縣市場通二丁目

岩田寫眞館支店 電話加設中

謹賀新年

京城本町六丁目

帽子洋服調製販賣

北村兄弟商會

(電話六三一番)

謹賀新禧

京城明治町壹丁目

洋服附屬品其他一式

大坂屋

謹賀新年

京城壽町壹丁目

牧野旅館

電話三二九番

謹賀新年

倍々御引立之程奉願候

京城本町三丁目

(電話六三五番)

丸一 和洋反物店

賀正

南署茶洞(南大門通四丁目)

株式會社 漢湖農工銀行

(電話二五四番)

●頭の割り納め　大和町三丁目の熊本縣天草郡登立村平民大工職阪口四九郎(五十)は同町三丁目の靜岡縣小笠郡[illegible]村大字[illegible]平民大工職神田定十(四十)より大工賃の受取殘りあるを以て去る廿九日午後七時頃阪口の長男なる京城本町八丁目に別居する阪口清一(廿三)をして神田方に請求に遣はしたるに折柄神田は寢て居りしによりこれを呼び起し賃金の請求をなしたるに神田は大ひに立腹していきなり清一の頭部に火箸を打ちつけ或は清一の胸倉を取りて押へつけ亂打する最中に清一の父阪口四九郎は清一の歸宅の遅きを訝かしく思ひて來り見ればこの有[illegible]なるより直ちに清一に加勢して双方格闘しつゝありし處へ神田の隣なる大和町三丁目の新潟縣中蒲原郡新津村平民鳶職玉木銀次郎(三十)同町三丁目大阪府三島郡吹田村平民[illegible]井[illegible]梅吉[illegible]神田に[illegible]て阪口四九郎父子に當りこれが爲めに阪口四九郎は左端頂骨端上部に長さ四サンチ深さ骨膜に達する傷一ヶ所前記玉木銀次郎も前額部に長さ三センチ深さ骨膜に達する傷一ヶ所を負ひ[illegible]べき神田定十は負傷を認めざるも多少頭部を打撲せられたるものゝ如し而して加害の情况を取調ぶるに最初神田方の[illegible]に阪口四九郎がしたゝか毆打されつゝ泣聲を擧げ[illegible]觀するに忍びず現場にありたる長さ二尺三寸位の棍棒を以て對抗し玉木銀治郎の頭部を打擲したる[illegible]の如し喧嘩の[illegible]は[illegible]を滅し暗所に於て格鬪せしとぞて何れが加害[illegible]害者は神田定十阪口清一及油井梅吉の三人なりと認め三人共引致されたり

新年のいろ〳〵

●官吏　元辰には禮服を着して統監府に抵り拜賀式に列なり夫れより名刺交換會に臨みて今日ばかりは主從の隔てもなく和氣藹々の内に盃を取り交はし夫れより微醉機嫌にて先づ長官の宅を初め同僚知友の内に回禮を爲すの外二日も三日も他に爲すべきことはないのであるが他人の家を飲み廻る斗りが自慢にもならず一日は引き籠つて廻禮客の引き受を爲すといふが普通の所にて仲には横着を構へ廻禮は盧禮などゝいつて料理屋に攻め入り淺酌低唱の歎を盡くすもあるべく又仲には廻禮の足が巳れ知らずに花の巷に辷つて迹の勘定に當惑する向もあるべし

●商人　御用商人は巳が勤むる役所の長官や掛りの人々の宅を廻禮し幸ひに其の人には途中で廻り會へばこれを誘ふて花街に流れ込むが常例なるべく普通商人は名刺交換會より平素賣本の還遍をなし呉るゝ銀行役員や其他の人々の宅並ひに重なる得意先を廻禮して巳讎で年を迎ふるが多かるべし

●職人　巳が意のまゝにして一年の骨休めは實にこの三日にあるなるべし

●勞働者　日雇稼の者は此の三日を骨休めに一瓶の酒に舌鼓を打つて寢て暮らすべく車夫に至つては今日を書入日として平日に異ることなし

●料理屋　比較的に飾り物にも心を盡くし座敷も奇麗にして三朝の客には屠蘇を饗應し有丈の愛嬌を施すは其の本分を勤むるなるべし

●藝妓と仲居　藝妓は一日には有つたけを着飾りて得意先を廻り二日には彈初の式を行ひ三朝間は紋付裝ひにて客席に侍るの竊窟あれども花代が倍額にて貰ひも多く仲居もこれにつれて收入よければ新年はことに目出度かるべし

●妻君　人々は居廻機嫌にて嬉さうに訪ない來れど妻君は其の立代り入代り來る廻禮客の送迎やら取持ちに忙殺せられ正月ほど馬鹿らしきものはないといふもの〻夜中は骨牌遊びなどの惡みに餘念なく三朝は夢の間に過すが多かるべし

●子供　年頭の娘さんは母代理として客の應對を爲すもあるべし學校行きの小供は元日に拜賀式を濟ませば後は滿白の遊びに雜煮腹を減らすのみなるべし

●婢僕と書生　婢僕も居候の書生も雜煮餅を喰ふの外平日と異ることなきのみか却つて繁劇にして近所へ遊びにも行かれず中には嬰兒の保姆役を命じられて一張羅を小便に濡して愚痴を溢すもありぬべし

●乞食　婚禮や葬式ほどに一軒にて袋に滿すほどのことはなけれど餅だけは貧乏人も及ばぬ有踊を見るべし

●この外醫師や辨護士や新聞記者などの三朝夫々異る所あるべけれど際限なければこれを省きつ

●湯屋ハヤ　京城本町七丁目憲兵屯所下小幡トシ(三十)は舊冬廿九日夕方同町の湯屋に赴き垢を落して上つて見れば確に持つて來た筈の肩掛が見えずなく〳〵其旨本町署に屆け出でたりとは頓だ厄落しと云ふべし

●●●廣告訂正　新町遊廓　組合聯合　廣告中誤りて松榮樓を脱漏せしに付き更に別欄へ掲載せしも恰も同樓が組合外に孤立し居るかの如きを以て同樓の迷惑を察し此處に訂正し併せて同樓主に謝す